

盛岡市貸切観光バス事業者支援金給付要領

令和4年7月15日市長決裁

令和5年4月13日一部改正

令和5年9月26日一部改正

令和5年11月29日一部改正

令和7年1月30日一部改正

令和8年1月28日一部改正

令和8年7月31日一部改正

(目的)

第1 この要領は、原油価格の高騰に直面している貸切観光バス事業者に対して、燃料費支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、貸切観光バス事業者の経済的負担の軽減及び事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、「貸切観光バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律 183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業（同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に限る。以下同じ。）の経営の許可を受けた者のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 市の区域内に主たる事業所又は営業所があること。
- (2) 第4の規定による申請を行った日現在で、国土交通省東北運輸局岩手運輸支局（以下「岩手運輸支局」という。）に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両（以下「貸切バス車両」という。）を保有する事業者で、令和9年3月31日まで事業を継続する意思があるものであること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人又は同条第6号に規定する公益法人等でないこと。
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。
- (7) 役員又は使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないものであること。

(支援金の額)

第3 支援金の額は、第4に規定する申請書の提出をした日において保有する車両の数（県内の他の市町村が実施する令和8年4月1日から令和8年9月30日までの期間を対象に当該支援金と類似した支援金の支給対象となる車両を除く。）に、1台当たり4万1千円を乗じた金額とする。

(給付の申請)

第4 支援金の給付を受けようとする貸切観光バス事業者は、盛岡市貸切観光バス支援金給付申請書に次に掲げる書類を添えて令和8年8月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し
- (2) 道路運送法第4条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し
- (3) 申請車両数内訳書
- (4) 誓約書兼同意書
- (5) 対象車両の自動車検査証の写し

(給付の決定)

第5 市長は、第4の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付の可否を決定するものとする。この場合において、支援金の給付を決定したときは盛岡市貸切観光バス支援金給付決定通知書により、不給付を決定したときは盛岡市貸切観光バス支援金不給付決定通知書により、貸切観光バス事業者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第6 市長は、第5の規定により支援金の給付を決定したときは、速やかに支援金の給付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7 市長は、必要があると認めたときは、支援金を給付した貸切観光バス事業者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

(不正利得の返還)

第8 市長は、偽りその他不正の行為により支援金の給付を受けた者に対し、当該給付をした金額の全部又は一部を返還させることがある。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、支援金の給付に必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

第10 この要領は、令和8年7月31日から施行する。

別表（第2関係）

区分	事業者名	
貸切観光バス事業者 (9者)	岩手県交通(株)	ジェイアールバス東北(株)
	小川タクシー(株)	岩手県北自動車(株)
	東日本交通(株)	(株)ヒノヤタクシー
	(株)ローカルサービス	日本高速運輸(株)
	(有)フデクラドライブクラブ	